

参考：平成19年度の繰出基準および20年度繰入額一覧

(単位：千円)

区 分		基 準 の 要 旨	20年度繰入額（当初予算額）			
			函館	恵山	南茅部	計
6-1	病院の建設改良に要する経費	経費のうち、収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（病院の建設改良費および企業債元利償還金の1/2）。	1,082,636	79,721	18,707	1,181,064
6-2	へき地医療の確保に要する経費	ア：巡回診療車、患者輸送車等を備えて巡回診療を行うために必要な経費のうち、収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。				0
		イ：遠隔医療システムの運営を行うために必要な経費のうち、収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。				0
6-3	結核病院の運営に要する経費	経費のうち、収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。	28,200			28,200
6-4	精神病院の運営に要する経費	経費のうち、収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。	99,000			99,000
6-5	リハビリテーション医療に要する経費	経費のうち、収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。				0
6-6	周産期医療に要する経費	経費のうち、収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。	43,884			43,884
6-7	小児医療に要する経費	経費のうち、収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。	15,328			15,328
6-8	公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費	経費のうち、収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。	71,064			71,064
6-9	院内保育所の運営に要する経費	経費のうち、収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。	3,564			3,564
6-10	救急医療の確保に要する経費	ア：告示病院における医師等の待機および空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額。	59,987	5,000	5,000	69,987
		イ：災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設の整備に要する経費に相当する額。				0
		ウ：災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う薬品等の備蓄に要する経費に相当する額。				0
6-11	公立病院附属診療所の運営に要する経費	経費のうち、収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。				0
6-12	高度医療に要する経費	経費のうち、収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。	4,971			4,971
6-13	保健衛生行政事務に要する経費	集団検診、医療相談等に要する経費のうち、収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。				0
6-14-(1)	不採算地区病院の運営に要する経費	経費のうち、収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。		77,550	69,325	146,875
6-14-(2)	医師および看護師等の研究研修に要する経費	医師および看護師等の研究研修に要する経費の2分の1。				0
6-14-(3)	病院事業の経営研修に要する経費	病院事業の経営研修に要する経費の2分の1。				0
6-14-(4)	保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費	病院が中心となって行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の2分の1。				0
6-14-(5)	経営健全化対策に要する経費	「第5次病院事業経営健全化措置について」に基づく経営健全化計画において不良債務を解消するために、一般会計から繰り入れることを認められた額の範囲内。				0
6-14-(6)	病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	共済追加費用の負担額の一部。	103,246	966	1,208	105,420
6-14-(7)	自治体病院の再編等に要する経費	①：自治体病院の再編等の実施に伴い必要となる施設の除却等に要する経費のうち、収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。				0
		②：一部事務組合または広域連合を設立して行われる病院等の再編に伴い、病院の経営基盤を強化し健全な経営を確保するために要する経費のうち、収入をもって充てることができないと認められるものに対する出資に要する経費。				0
12-1	財政再建および準用再建のための繰入に要する経費	財政再建計画において不良債務を解消するため、一般会計から繰り入れることを認められた額の範囲内。				0
12-2	地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	経常収支の不足額を生じている企業の、基礎年金拠出金に係る公的負担額（経常収支の不足額を限度とする）。	98,274	6,467	4,938	109,679
12-3	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	ア：0歳以上3歳未満の児童を対象とする給付に要する額（児童手当法附則第6条に規定する特例給付を除く。）の10分の3	1,698		102	1,800
		イ：3歳以上小学校第6学年終了までの児童を対象とする児童手当法附則第7条および第8条に規定する特例給付に要する額	8,995	60	310	9,365
なし	救命救急センター運営費		80,279			80,279
合 計			1,701,126	169,764	99,590	1,970,480